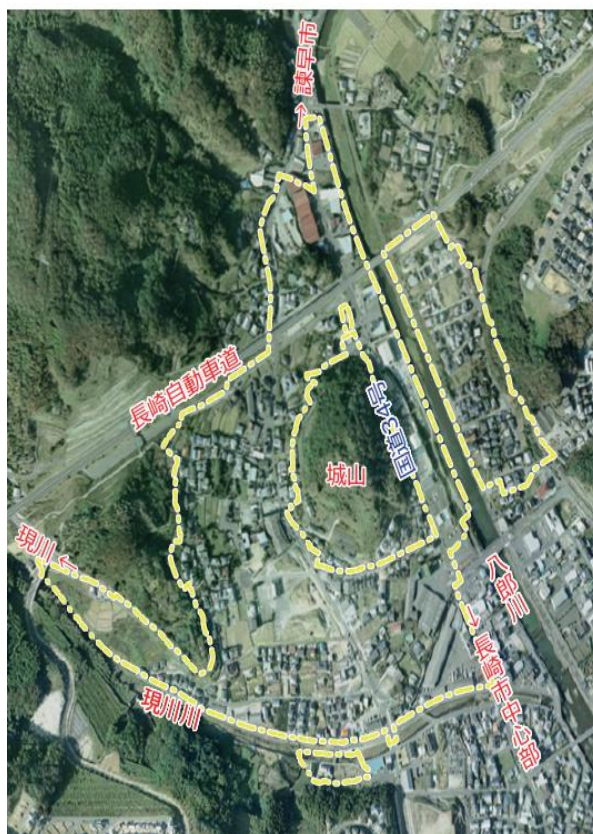


東長崎平間・東地区土地区画整理事業の換地処分に伴う

# 住所変更手続きのしおり

このしおりは大切に保管し、換地処分の公告日以降、必要に応じてご確認ください。

整備前の状況



現在の状況



## 【お問合せ先】

長崎市まちづくり部 東長崎土地区画整理事務所（〒851-0133 長崎市矢上町40-28）

TEL：095-839-5381 メールアドレス：higaku@city.nagasaki.lg.jp

## ● はじめに

---

日頃より本市のまちづくり行政の推進にご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

平成14年度より施行しております、「東長崎平間・東地区土地区画整理事業」につきましては、概成を迎えたことから、令和4年12月26日付けで「換地処分通知」を送付させていただいております。

これに基づき、長崎県による「換地処分の公告」が令和5年春頃に行われることとなりましたので、その翌日から法的効果が生じることとなります。この際、土地については、各地番が変更されます。

原則として、住民票の住所は、土地の地番と同じものになりますので、今回、住民票の住所が変更されることとなります。

土地区画整理事業区域内にお住まいの方や事務所等を設置している事業者の方は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがありますので、大変お手数おかけしますが宜しくお願ひします。

このしおりでは、住所変更に伴い必要となる、主な手続きについてご案内いたします。

## ● 目 次

---

はじめに	1
住所変更手続きについて、市役所からのお願い、注意事項	2
【住所変更に伴う手続きが <u>不要</u> なもの】	
・手続きが不要なもの一覧	3
【住所変更に伴う手続きが <u>必要</u> なもの】	
1 個人の手続き	
・市役所で行う手続き（手帳・証書、住民登録など）	4
・市役所以外で行う手続き（年金、自動車など）	5
2 個人以外の手続き	
・市役所で行う手続き（不動産・法人登記、医療、会社・法人）	6
・市役所以外で行う手続き	7
（病院・薬局等営業許可、保育所・障害福祉サービス・介護保険事業所・福祉、その他）	
主な関係機関案内	8

---


## ● 住所変更手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所などが住所の書き換えを行うものと、皆様に住所変更の手続きをしていただくものがあります。

3ページ以降にそれぞれ主なものを掲載しておりますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、下記の「市役所からのお願い」や「注意事項」に注意したうえで、大変お手数をおかけしますが、換地処分公告の日の翌日以降に手続きをお願いいたします。

### ■住所変更通知書（抜粋）

氏名、名称又は施設の名称、変更前、変更後の住所、住所変更の実施期日を記載した住所変更通知書を換地処分公告の日以降に送付する予定です。  
住所変更にかかる諸手続きにご活用ください。

(参考)		住所変更通知書	
土地区画整理法第103条第4項により、あなたの住所については、次のとおりとなりましたので通知します。			
氏名、名称又は施設の名称		長崎 太郎	
住所 居所 施設の場所	の表示	変更前	長崎市平間町 番地
		変更後	長崎市平間町 番地
住所変更の実施期日		令和5年 月 日	
令和5年 月 日		長崎市長 田上 富久	
長崎 太郎 様			

※上記通知書は、現在の予定であり、今後変更になる場合もあります。

## ● 市役所からのお願い

例年、4月中旬頃までは、転入出や転居等により市役所の窓口は大変混雑します。  
お急ぎの手続きを除き、できるだけ混雑時期を避けてお手続きいただきますよう  
ご協力をお願いします。（※特にマイナンバーカードに関する手続きは時間を要します。）

## ● 注意事項

★運転免許証等、本人確認書類として利用されているものは速やかに更新してください。

★郵便物は、一定期間、変更前の住所でも届きますが、他自治体に土地や建物をお持ちの場合、納税通知書等が届かなくなる場合がありますので、各自治体に住所変更の連絡をお願いします。

★登記閉鎖期間中（換地処分公告の日から4ヶ月程度）は、所有権移転や分筆、相続等の登記手続きはできません。終了次第、関係権利者（土地所有者等）の方には登記閉鎖解除のお知らせを送付いたします。

◆ 住所変更に伴う手続きが **不要** なもの

下記の手続きについては今回皆様の手続きは必要ありません。  
 ※ただし、一定期間、旧住所のまま通知等が届く場合がありますので、ご了承ください。  
 なお、長期間にわたり旧住所で通知等が届く場合は、各担当課等へご連絡ください。

	項目	担当課等	備考
市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民票（住民基本台帳）</li> <li>●戸籍                      ※本籍は自動的に変わりません。                      換地後の住所に本籍の変更を希望する場合は、別途手続きが必要です。</li> <li>●戸籍の附票</li> <li>●印鑑登録</li> </ul>	中央地域センター (☎829-1135)	市役所が新住所に書き換えを行います。
	●土地家屋課税台帳	資産税課 (☎829-1131)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市県民税課税台帳</li> <li>●125cc以下の原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者の住所</li> </ul>	市民税課 (☎829-1133)	
	●市立小中学校及び長崎商業高校に通学している児童・生徒の住所	学校教育課 (☎829-1195)	
	●パスポート ※最終ページに住所を記入されている方は、現在記入している住所を2重線で消し、余白部分に新しい住所をご記入ください。	消費者センター (☎829-1500)	
	●選挙人名簿	選挙管理委員会 (☎821-3520)	
	●水道料金及び下水道使用料の住所変更	料金サービス課 (☎829-1207)	
	【国民健康保険関係】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者証</li> <li>●被保険者証兼高齢受給者証</li> <li>●被保険者資格証明書</li> <li>●限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>●限度額適用認定証</li> </ul>	国民健康保険課 (☎829-1225)	
【後期高齢者医療関係】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者証</li> <li>●限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>●限度額適用認定証</li> <li>●特定疾病療養受領証</li> </ul>	後期高齢者医療室 (☎829-1139)		
【介護保険関係】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者証</li> <li>●負担割合証</li> <li>●負担限度額認定証</li> </ul>	介護保険課 (☎829-1163)		
法務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地登記簿（表題部の所在欄のみ）</li> <li>●建物登記簿（表題部の所在欄のみ）</li> </ul>	長崎地方法務局 (☎826-8127)	名義人などの住所は、ご本人の申請があるまで変わりません。
その他	●郵便（配達業務のみ）	長崎東郵便局 (☎0570-943-878)	郵便貯金、簡易保険は各自で届出してください。

## ◆ 住所変更に伴う手続きが 必要 なもの

※手続きには、「住所変更通知書」が必要となるものがあります。  
 今後、「住所変更証明書」を発行する予定ですが、詳細については、  
 決定次第お知らせします。

### ■手帳・証書

	項目	手続先	担当課等	備考
市 役 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●障害者福祉医療費受給者証</li> <li>●自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者証</li> <li>●障害福祉サービス受給者証</li> <li>●児童通所サービス受給者証</li> <li>●地域生活支援事業受給者証</li> </ul>	各 地 域 セ ン タ ー	障害福祉課 (☎829-1141)	新 し い 住 所 に 書 き 換 え ま す の で 、 手 帳 及 び 受 給 者 証 等 を 窓 口 に ご 持 参 く だ さ い。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被爆者健康手帳</li> <li>●証書(健康管理手当・医療特別手当・特別手当・保健手当・家族介護手当)</li> <li>●低所得被爆者訪問介護利用助成受給者証</li> <li>●第一種健康診断受診者証</li> <li>●原爆ホームショートステイ利用者証</li> </ul>		援護課 (☎829-1149)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二種健康診断受診者証</li> <li>●被爆体験者精神医療受給者証</li> </ul>		調査課 (☎829-1147)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当証書</li> <li>●特別児童扶養手当証書</li> </ul>		こども政策課 (☎829-1270)	

### ■住民登録ほか

	項目	手続先	必要な書類等	備考
市 役 所	●個人番号（マイナンバー）カードの住所変更	各 地 域 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号（マイナンバー）カード</li> <li>・4桁の暗証番号</li> </ul>	な る べ く お 早 め に
	●個人番号（マイナンバー）カードの署名用電子証明書の発行	※古賀・戸石地区事務所では手続きできませんのでご注意ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号（マイナンバー）カード</li> <li>・6桁以上の暗証番号</li> </ul>	
	●住民基本台帳（写真付）カードの住所変更	※4月中旬頃までは、窓口が大変混雑しますので、できるだけ混雑を避けてお手続きください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳カード</li> <li>・4桁の暗証番号</li> </ul>	な る べ く お 早 め に
	●特別永住者証明書・在留カードの住所変更	※4月中旬頃までは、窓口が大変混雑しますので、できるだけ混雑を避けてお手続きください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・在留カード</li> </ul>	
	●飼い犬の登録にかかる住所変更	動物愛護管理センター (☎844-2961) (Fax846-1197)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話かFAXでご連絡ください。</li> </ul>	な る べ く お 早 め に
	●保育所・認定こども園・幼稚園の住所変更	各施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設への連絡は各自でお願いします。</li> </ul>	担 当 課 ： 幼 児 課  (☎829-1142)
●放課後児童クラブの住所変更			担 当 課 ： こ ど も み ら い 課  (☎825-1949)	

## ■年金

	項目	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
年金加入中の方	●第1号被保険者の方 (自営業者・学生等)	・手続きは不要です。	—	—
	●第2号被保険者の方 (会社員・公務員等)	・勤務先に確認してください。	—	なるべくお早めに
	●第3号被保険者の方 (2号の配偶者の方)			
年金受給中の方	●マイナンバーが登録済の方 (毎年「現況届」を提出する必要のない方)	・手続きは不要です。	—	—
	●マイナンバーが未登録の方 (毎年「現況届」を提出している方)	長崎南年金事務所 (☎825-8701)	・年金受給権者住所変更届(添付書類不要。郵送可。)	なるべくお早めに

## ■自動車

	項目	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
免許証	●運転免許証の住所変更	長崎県運転免許試験場 長崎運転免許センター (☎0957-53-2128)  ※矢上交番(旧東長崎警察署)及び長崎市内の警察署では手続きができませんので、ご注意ください。	・運転免許証 ・住所変更通知書など新旧の住所が分かる書類  【代理人申請の場合】 ・申請者・代理人各々の住所・氏名・続柄の記名がある委任状 ・代理人の身分証明書	なるべくお早めに
自動車等	●自動車検査証の住所変更 (普通乗用車及び排気量250cc以上の二輪車の所有者・使用者)	国土交通省長崎運輸支局 東長崎庁舎 (☎050-5540-2083)	・車検証 ・住所変更通知書など新旧の住所が分かる書類(発行日から3カ月以内のもの) 【代理人申請の場合】 ・所有者・使用者の記名のある委任状 ・(法人のみ)登記事項証明書等	
軽二輪	●軽自動車届出済証の住所変更 (排気量126cc~250cc未満の所有者・使用者)		・軽自動車届出済証 ・住所変更通知書など新旧の住所が分かる書類(発行日から3カ月以内のもの)  【代理人申請の場合】 ・所有者・使用者の記名のある委任状 ・自賠責保険証明書	
軽自動車	●軽自動車の自動車検査証の住所変更 (軽自動車の所有者・使用者)	軽自動車検査協会 長崎事務所 (☎050-3816-1755)	・自動車検査証(原本) ・住所変更通知書など新旧の住所が分かる書類	

## ■不動産、法人登記

	項目	手続・問合せ先	必要な書類等	備考
法務局	●土地・建物不動産の登記 名義人住所変更登記	長崎地方法務局 (☎826-8127)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記申請書</li> <li>住所変更通知書など新旧の住所が分かる書類</li> <li>印鑑</li> </ul>	期限はありませんが、登記閉鎖解除後お早めに
	●登記簿上の抵当権、地上権、賃借権、仮登記など権利者の住所変更登記			
	●会社などの法人の本店、支店及び代表者等の住所変更登記			実施日から2週間以内

土地や建物の不動産登記簿の表題部につきましては、区画整理登記により、新しい地番及び家屋番号に自動的に変更となりますが、所有者の登記簿上の住所は自動的に変更になりません。

(換地処分公告の日から4ヶ月程度は、登記閉鎖期間中のため手続きができませんのでご注意ください。)

## ■医療

	項目	手続・問合せ先	必要な書類等	備考(期限等)
長崎県	●特定医療費(指定難病)医療受給者証の住所変更	長崎県 国保・健康増進課 (☎895-2496)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定医療費(指定難病)変更届</li> <li>住民票(原本)※発行から6か月以内またはマイナンバーカード両面の写し</li> </ul>	なるべくお早めに
	●先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>先天性血液凝固因子障害等医療受給者証変更届</li> <li>新しい住所・氏名が確認できる公的書類(例:住民票など)</li> </ul>	

## ■会社・法人

	項目	手続・問合せ先	必要な書類等	備考(期限等)
市役所	●法人市民税	市民税課 (☎829-1133)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人異動届出書</li> <li>登記事項証明書写</li> </ul>	なるべくお早めに
	●事業所税		手続きは不要です。	
	●長崎市競争入札等参加資格審査申請の住所変更	契約検査課 (☎829-1160)	左記にお問い合わせください。	

## ■病院・薬局等営業許可

	項目	手続・問合せ先	必要な書類・期限等
市役所	●病院・診療所・歯科診療所・助産所・施術所（あんま・鍼・灸・柔道整復）・歯科技工所・衛生検査所等の住所変更	地域保健課 (☎829-1153)	詳しくは左記にお問い合わせください。
	●薬局等、医療機器等販売業、毒劇物の販売業、食品関係営業施設（飲食店営業等）、環境衛生関係営業施設（理容所、美容室、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場）の住所変更	生活衛生課 (☎829-1155)	詳しくは左記にお問い合わせください。

## ■保育所・障害福祉サービス・介護保険事業所

	項目	手続・問合せ先	必要な書類・期限等
市役所	●保育所・認定こども園・幼稚園の所在地変更	幼児課 (☎829-1142)	詳しくは左記にお問い合わせください。
	●障害福祉サービス等事業所の所在地変更	障害福祉課 (☎829-1141)	・変更届出書 ・変更後の運営規定 詳しくは左記にお問い合わせください。
	●介護保険事業所、有料老人ホームの所在地変更	福祉総務課 (☎829-1161)	・変更届出書 ・有料老人ホーム事業変更届 本市に届け出ている事業所等の所在地変更についての手続きは不要ですが、運営規程等の変更の手続きが必要です。上記書類を御提出ください。 詳しくは左記にお問い合わせください。
	●社会福祉法人の事務所等の所在地変更	幼児課 (☎829-1142) 障害福祉課 (☎829-1141) 福祉総務課 (☎829-1161)	・社会福祉法人定款変更届出書等 上記書類を該当する法人所管課へご提出ください。 なお、定款変更には評議員会の決議が必要です。 詳しくは法人所管課にお問い合わせください。  ・児童福祉施設（担当課）幼児課 ・障害者福祉施設等 （担当課）障害福祉課 ・老人福祉施設（担当課）福祉総務課

## ■その他

以下の手続きについては、それぞれ契約先等に確認をお願いします。

- |   |                     |                  |
|---|---------------------|------------------|
| { | ★生命保険、火災保険、自動車保険等   | ★NHK、ケーブルテレビ     |
|   | ★固定電話、携帯電話、インターネット  | ★各種会員証           |
|   | ★銀行等の預貯金通帳、証券会社     | ★学生証（高校・大学等）     |
|   | ★社員証、会社から交付された健康保険証 | ★各種ポイントカード       |
|   | ★クレジットカード           | ★ネット通販、ネットショッピング |
|   | ★ガス、電力会社            | ・・・・など           |

※上記以外で住所変更の手続きがある場合は、それぞれ所定の手続きを行ってください。



## ● 主な関係機関案内

名称	住所	電話番号
長崎地方法務局	長崎市万才町8-16	095-826-8127
長崎運転免許センター	長崎市尾上町5-26	0957-53-2128
長崎県運転免許試験場	大村市古賀島町533-5	
長崎南年金事務所	長崎市金屋町3-1	095-825-8701
国土交通省長崎運輸支局 東長崎庁舎	長崎市中里町1368	050-5540-2083
軽自動車検査協会 長崎事務所	長崎市中里町1600-2	050-3816-1755
日本郵便株式会社 長崎東郵便局	長崎市かき道1丁目39-1	0570-943-878
株式会社十八親和銀行 東長崎支店	長崎市矢上町20-8	095-838-2121
長崎西彼農業協同組合 東長崎支店	長崎市矢上町1-17	095-839-1115
九州電力株式会社 長崎営業所	長崎市城山町3-19	0120-761-374 (コールセンター)
NHK長崎放送局	長崎市西坂町1-1	0120-151515 (コールセンター)
NTT西日本	—	(固定電話からの場合) 116 (携帯電話からの場合) 0800-2002-116

### ■ このしおりについてのお問合せ先

長崎市まちづくり部 東長崎土地区画整理事務所（〒851-0133 長崎市矢上町40-28）  
TEL：095-839-5381 メールアドレス：higaku@city.nagasaki.lg.jp